

# 社団法人 日本版画協会 定款

## 第1章 総 則

- 第1条 この法人は、社団法人日本版画協会と称する。
- 第2条 この法人は、事務所を東京都杉並区高円寺南4丁目51番1号におく。
- 第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 この法人は、創作版画の向上ならびに作家の育成をはかり、あわせて一般社会の版画に対する理解を深めるとともに国際的普及をはかる。
- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 展覧会、講習会、研究会、鑑賞会等の開催
  - (2) 新人の育成
  - (3) 国外展覧会への出品およびその協力
  - (4) 版画作家の創作活動への助成
  - (5) その他この法人の目的達成のため、必要と認める事項

## 第3章 会 員

- 第6条 この法人の会員は次のとおりとする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、総会において承認された者で、別に定める会費を納める者。
  - (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、総会において承認された者で、別に定める会費を納める者。
  - (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する個人又は法人で、別に定める会費を納める者。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 第7条 会員になろうとする者は総会の承認を得たのち、会費を添えて入会届を提出しなければならない。
- 第8条 この法人事業活動に必要な経費に充てるため、毎年、会員は会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 即納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 脱退したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は法人である会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

第10条 会員で脱退しようとするものは、理由を附して脱退届けを事理長に提出しなければならない。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の4分の3以上の議決を経て理事長がこれを除名することができる。この場合、理事会及び総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会費を2年以上滞納したとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

#### 第4章 役員及び職員

第12条 この法人はつぎの役員をおく。

理事 15名以上20名以内（うち理事長1名、常務理事2名）

監事 2名

第13条 理事及び監事は、総会でこれを選任し、理事は互選で理事長および常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第14条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

第16条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき。

第18条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局及び書記等の職員をおく。

2 職員は理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

## 第5章 相談役

第20条 この法人に相談役を若干名おくことができる。

2 相談役は、この法人に尽くした功績が著しい者、または美術に関

し高い見識を有する者で、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 相談役は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に答える。

4 相談役は無給とする。

## 第6章 会議

第21条 理事会は毎年2回理事長が召集する。

ただし、理事長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上若しくは監事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、理事長は、この請求のあった日から7日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意思を表示した者は出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 総会は、第6条第一号の正会員をもって組織する。

第24条 通常総会は、毎年2回理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第25条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

第26条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算についての事項

(3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要

と認めるもの

第27条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、該当議決につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第29条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び該当会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品のうち、その用途について寄附者の指定のあるものは、その指示に従う。

## 第7章 資産および会計

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があ

るときは、理事現在数及び正会員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

第34条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第35条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会および総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第36条 この法人の決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけて理事会および総会の承認を受けて毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第38条 第33条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

第39条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けねばならない。

第41条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けねばならない。

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は理事現在数及び正会員現在数の

各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人又は特例民法法人に寄附するものとする。

## 第9章 雑則

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対象表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める

一部改訂 2005（平成17）年3月

一部改訂 2010（平成22）年3月

社団法人 日本版画協会

庶務連絡先

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南4-51-1 高架下61・62北側

事務局 結城泰介 TEL/FAX 03-6379-9596

携帯電話090-3912-6372

E-mail hangakyokai7@yahoo.co.jp

ホームページ <http://www.hangakyokai.com/>